

堺市職員懲戒等審査会 審査概要

【日 時】 令和2年8月19日（水） 午前9時30分～午前12時00分

【場 所】 堺市役所本館4階 秘書課会議室

【内 容】

案件	事案概要	量定に対する意見
1	平成28年9月から令和2年6月までの間、病気療養のため、病気休職や病気休暇、私事欠勤により休務していた期間内に、祭りなど青年団行事への役員としての参加、友人の結婚式への出席、旅行、サイクリング、ゴルフ等の遊行を少なくとも計39回繰り返していたことが、市への通報により発覚したもの。	停職2月
2	令和2年5月に、複数の堺市議会議員と堺市職員とで賭け麻雀をしたという話を知人の民間人や堺市議会議員にした。 その後、賭け麻雀の話は創作であったと関係者に説明、謝罪したが、堺市議会では議員総会が開催されるまでの事態となり、各種メディアでも複数回に渡り報道され、市の信用を大きく失墜させるとともに、堺市議会や堺市政の運営に混乱を生じさせたもの。	減給10分の1 3月
3	国民健康保険被保険者の資格喪失に係る給付費の返還請求事務が過去から一部未処理となっていたことについて、平成26年度から平成28年度の間、所管課長として問題を認識し、組織内で共有し、対策を講じる機会があったにもかかわらず、適切な対応を取らなかったもの。	戒告
4	令和元年12月30日、令和2年1月1日及び3日、南消防署にて勤務していた職員のうち、20歳代～40歳代の職員合計15名が勤務時間中に金銭や飲料水等を賭けてカードゲームを行っていた。 被処分対象者は、職場で指導的役割にあるにもかかわらず、これらの行為に参加していた消防司令補2名。	戒告
5	令和2年3月13日（金）午後2時00分頃（公務外）、兵庫県加西市谷町中国自動車道において、法定速度80km/hのところ、168km/hで走行し、速度違反自動監視装置により88km/hの速度超過で検知されたもの。 当該交通法規違反に対する処分として、令和2年6月29日付けで運転免許停止90日間の行政処分及び令和2年8月14日付けで略式命令により罰金10万円の刑事処分が科されたもの。	戒告

※事案2の職員については、併せて地方公務員法第28条第1項第3号に基づき、課長補佐級に分限降任処分。

※事案3に関しては、当時適切な対応を取らなかったとして、健康福祉局長寿社会部の課長級職員1名及び市民人権局男女共同参画推進部の係長級職員1名に対して、服務上の措置（文書訓告）。

※事案4に関して、当該ゲームに参加した被処分対象者以外の職員12名、管理監督責任として事案当時の同所属の部長級職員1名及び課長級職員1名は、服務上の措置（文書訓告）。（1名は、令和2年3月31日付で依願退職済み。）